

海上災害防止センターからのお知らせ

平素は別格のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年も平成29年度 HNS 資機材要員配備証明書(年間証明書)の更新時期がやってまいりました。既に年間証明書をお持ちで、引き続き年間証明書をお申し込みの方は、更新専用窓口からお手続きをお願いいたします。

なお、専用リンクは2月1日に開設され、3月17日を過ぎますとログインができなくなり、申し込みができませんのでご注意ください。また、年間証明書は、会員専用ページからのお申し込みは出来ませんのでご了承ください。

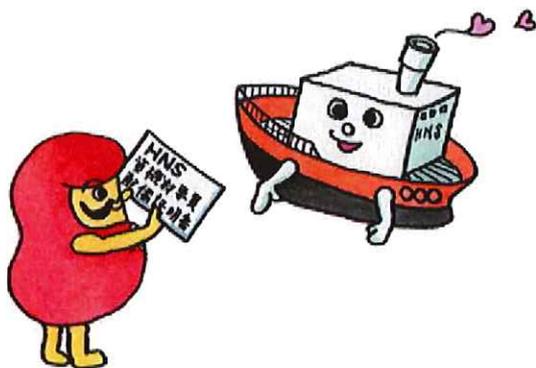
年間申込書 更新専用窓口

<http://www.mdpc.or.jp/>

MDPCトップページの「ダイレクトメニュー」にあります「各種サービス・申込み」から「更新専用ページの入り口」へとお進みください(2月1日～3月17日の期間内しかログイン出来ませんのでご注意ください)。

更新受付期間

平成29年2月1日～3月17日



・期間を過ぎますと、証明書料金の10%の追加料金が必要となりますのでご注意ください。
詳しくは、別添の「料金規程」をご覧ください。

通常のHNS証明書の申し込みも、同時に行っておりますのでご利用ください。

MDPC

一般財団法人 海上災害防止センター

電話:045-224-4378 FAX:045-224-4323

HNS資機材要員配備証明書発行に係る料金規程

平成25年12月1日改訂

第1条 「HNS資機材要員配備・緊急措置業務約款」(以下「約款」という。)第4条の規定に基づき、一般財団法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)が実施する「HNS資機材要員配備証明書」(以下「証明書」という。)の発行に係る料金の額及びその手続等については、約款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 各種証明書の料金は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 年間証明書の発行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

総トン数(G/T)	年間証明書料金(円)	
	本 体	税 込 額
150G/T 以上 300G/T 未満	190,000	205,200
300G/T 以上 500G/T 未満	228,000	246,240
500G/T 以上 750G/T 未満	266,000	287,280
750G/T 以上 1,000G/T 未満	285,000	307,800
1,000G/T 以上 3,000G/T 未満	323,000	348,840
3,000G/T 以上 5,000G/T 未満	342,000	369,360
5,000G/T 以上 10,000G/T 未満	399,000	430,920
10,000G/T 以上 15,000G/T 未満	437,000	471,960
15,000G/T 以上 20,000G/T 未満	532,000	574,560
20,000 G/T 以上	551,000	595,080

(2) 限定年間証明書料金は、前号の年間証明書料金の月割り計算額とする。

(3) 指定期間証明書の発行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

総トン数(G/T)	2週間		4週間		6週間	
	本 体	税込額	本 体	税込額	本 体	税込額
150G/T 以上 300G/T 未満	31,000 (34,000)	36,720	62,000 (65,000)	70,200	93,000 (96,000)	103,680
300G/T 以上 500G/T 未満	38,000 (41,000)	44,280	76,000 (79,000)	85,320	114,000 (117,000)	126,360
500G/T 以上 750G/T 未満	44,000 (47,000)	50,760	88,000 (91,000)	98,280	132,000 (135,000)	145,800
750G/T 以上 1,000G/T 未満	47,000 (50,000)	54,000	94,000 (97,000)	104,760	141,000 (144,000)	155,520
1,000G/T 以上 3,000G/T 未満	53,000 (56,000)	60,480	106,000 (109,000)	117,720	159,000 (162,000)	174,960
3,000G/T 以上 5,000G/T 未満	57,000 (60,000)	64,800	114,000 (117,000)	126,360	171,000 (174,000)	187,920
5,000G/T 以上 10,000G/T 未満	66,000 (69,000)	74,520	132,000 (135,000)	145,800	198,000 (201,000)	217,080
10,000G/T 以上 15,000G/T 未満	72,000 (75,000)	81,000	144,000 (147,000)	158,760	216,000 (219,000)	236,520
15,000G/T 以上 20,000G/T 未満	88,000 (91,000)	98,280	176,000 (179,000)	193,320	264,000 (267,000)	288,360
20,000 G/T 以上	91,000 (94,000)	101,520	182,000 (185,000)	199,800	273,000 (276,000)	298,080

第3条 各種手数料の額については、次表のとおりとする。

区 分	金額(円)
年間証明書の発行手数料	免除
指定期間証明書の発行手数料	3,000 円
限定年間証明書の発行手数料	免除
船舶所有者名などの証明書の効力に影響を及ぼす事項を変更する場合の変更手数料	3,000 円
年間証明書(限定年間証明書も含む)発行後に、海難事故等により廃船等となった場合に、返戻手続きをする際の返戻手数料	3,000 円
限定年間証明書の期限を延長する場合の延長手数料	3,000 円
振込手数料: 依頼主、要請者の負担とする	相当額

※金額は全て外税

なお、約款第4条第4号のキャンセル料(10,000 円外税)は、委託者が各種証明書の発行を申請のうえ、センターの指定口座に料金を入金後(証明書発行後及び発送後を含む)、当該証明書の発行を取り消す場合の取消手数料を含む。この場合の返金額は、当該証明書料金(振込額)から発行手数料及びキャンセル料を差し引いた残余金額とする。

第4条 追加料金の徴収、料金の返戻及びその他の手続きについては、次のとおりとする。

(1) 指定期間証明書の申込み締切日を越えて緊急に発行を申し込む場合(緊急発行)、証明書発行料金に加えて、当該証明書発行料金の50%を追加料金(外税)として徴収する。

なお、4週間以上の期間の当該証明書の追加料金(外税)は、当該証明書の2週間分の料金の50%とする。

(2) 年間証明書の申込み締切日である3月20日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日)を越えて緊急に発行を申し込む場合(緊急発行)であって、3月21日(当該日が銀行休業日の場合は直後の営業日)から4月30日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日)の間に申し込む場合は、年間証明書料金に加えて、当該証明書発行料金の10%を追加料金(外税)として徴収する。

但し、5月1日(当該日が銀行休業日の場合は直後の営業日)以降に年間証明書の発行を申し込む場合は(限定年間証明書は除く)、当該証明書の有効期間を4月1日から翌年3月31日と表記し、発行日をもって当該証明書の効力が発するものとみなした年間証明書(以下この条において「年度途中の年間証明書」という。)を発行し、その料金は年間証明書料金(12ヶ月分)を徴収し、追加料金は徴収しない。

(3) 年度途中の年間証明書(売船、廃船及び新規登録船以外の事由による発行)を申請して手続きが完了する日は、発行日の3日前の日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日)までとする。

ただし、緊急に当該証明書の発行が必要な場合は、発行日の2日前の日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日)までに申し込むことができるが、その場合年間証明書料金に加えて、当該証明書発行料金の10%を追加料金(外税)として徴収する。

(4) 限定年間証明書の申込み締切日を越えて緊急に発行を申し込む場合(緊急発行)、センターが月割り計算した限定年間証明書料金に加えて、当該証明書発行料金の10%を追加料金(外税)として徴収する。

(5) 年間証明書及び限定年間証明書を申請した者は、当該証明書の有効期間中に対象船舶が売船等

となった場合は、速やかにセンターに通知しなければならない。

また、当該証明書の残余料金の返戻を希望する場合は、その事実が発生した日から3ヶ月以内に書面をもってセンターに通知するとともに、日本国内での運航状況が把握できる書類(例:船舶登録原簿に登録/抹消されている事項を証明する「登録事項証明書」「登録抹消原簿」や「売買契約書」等の写しなど)を添付しなければならない。

返戻金額は、当該証明書料金から廃船等の事実が発生した日を含む月までの月割り計算した額及び返戻手数料を差し引いた額とする。

- (6) 銀行休業日が連続して3日以上の場合の各種証明書に係る緊急発行事務の特別な取扱については、別途定める取扱要領に従って、各種証明書の発行希望日の前日の銀行営業日の正午までに、当該証明書発行料金等及び本条第1号の追加料金の入金を確認できた場合に限り、当該証明書を緊急に発行する。

第5条 この規程においては、次の各号に定めによるものとする。

- (1) この規程において1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
- (2) この規程において月割りによって計算する場合は、1月に満たない端数は1月として計算する。
- (3) 外国貿易船は、消費税を免税とする。
- (4) 緊急発行手続き(約款第3条第2号但し書き及び前条第6号)、船舶所有者等の変更手続き及びこれに類する手続きは、原則としてファクシミリによることとする。

附 則 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行前に「平成26年度の年間証明書、限定年間証明書及び指定期間証明書」を申請する場合は、この規程を適用する。
- 3 「平成25年度の年間証明書、限定年間証明書及び指定期間証明書」の申請については、なお従前の例による。